

掲載誌

岩波書店『世界』第八〇七号

二〇一〇年八月号 二二二—二三九ページ

タイトル

小沢一郎論

——前衛主義と責任倫理のあいだ (下)

英文タイトル

Ozawa Ichiro: The distance between

vanguardism and the ethic of responsibility

著者

豊永郁子 Ikuko Toyonaga (早稲田大学 Waseda University)

刊行日

二〇一〇年七月八日

三 前衛主義——ウェーバーから遠く離れて

1 権力政治観とリアリズムの欠如

次に小沢氏の前衛主義を導いていると思われる概念的誤謬に話を移そう。これは以下に述べる通り、二つの誤謬として確認される。そしてそのどちらも前衛主義のはらむ問題をそれ自体として雄弁に物語る誤謬となっている。

一つ目は、小沢氏の「権力闘争」および「権力」という概念の用い方に関わる。氏の言辞では、政治の手段が「権力」であること、そして政治が「権力闘争」であることがあたかも自明であるかのように語られ、そこに「ちゃんとした目標」があるかどうか、問題はこの一点に絞られる。

しかし、小沢氏が堂々と前面に押し立てる「権力闘争」が、果たして氏が説くように目標によって律することができるような性質のものなのか、また終着点があるようなものなのかは大いに疑問である。そもそも現代の民主制の下で生きるわれわれにとって、日本について言えばとりわけ一九九〇年代の政治改革以降の世代にとっては、政権とはよく制限された存在であり、さらに円滑な政権交代を可能とするルールも極めて拘束的なものであることがいわば当然であるところを、小沢氏におけるように政権獲得が権力に懸かるものと見なされ、政権交代が権力闘争に読み替えられてしまうことには、何やら異様な感じを覚えずにはいられない。政権獲得のための競争を「権力闘争」として遂行するなど、鶏をさばくために牛刀を用いるのに等しいのではないか（しかもその牛刀たるや鶏をさくことでは満たされず——そもそも牛刀で鶏をうまくさばけないことは言うまでもない——何に向かってどう暴れ出すかわからない）。政権交代を成立させる民主的手続きが「権力闘争」の過程に読み替えられた途端、政治過程は魔法の「力」の指輪をどこかに秘めた、何でもありの世界に逆戻りする。

この点に関して、われわれはマックス・ウェーバーを導き手に議論を進めることができる。^{補注}

(補注) これは本稿執筆時より随分後に起こったことであるが、ついで先日鳩山由紀夫首相の突然の辞意表明を受けた民主党政代表選に際し、菅直人氏への対抗馬として登場した榊床伸二氏は、その表舞台へのデビューを飾る出馬会見で二度三度マックス・ウェーバーの名を（ウェーバーがどういった人物かの解説を特に加えることもなく）口にして

いる。このところ政治家のメッセージにウエーバーからの引用が頻繁に用いられるようになってきていることは気に留まっていたが、樽床氏が「こ一番という重要な会見の場で、ウエーバーへの依拠をいかにも通りのよいこととして——ウエーバーが一〇〇年も昔のドイツの学者であるという事実にもかかわらず——至極無造作に行つてみせたことには驚いた。今日日本の政治家たちの間では、どうやらウエーバーの議論もなしウエーバーというシンボルが流行している（何がしかの意味をもち始めている）らしく、この状況に鑑みても、以下でウエーバーを導き手とすることに意義があると確信する。

というのも、小沢氏の言葉使いは、この世界を「魔術」から解放したりアリスト、ウエーバーに拠つていようである。何かが違うからだ。実際、「政権を代える」ことを「権力闘争」とする発言に現れ、また氏の行動を終始動機づけてきたように見える「権力」への強い執着は、ウエーバーの『職業としての政治』のよく知られた一連の言明を想起させる。「政治とは……権力の分け前にあずかり、権力の配分関係に影響を及ぼそうとする努力である」（マックス・ヴェーバー『職業としての政治』脇圭平訳、岩波文庫、一〇頁）、「政治をおこなう者は権力を求める」（二〇頁）、「政治家の活動には、不可避的な手段としての権力がつきもの」（七九頁）、「権力は一切の政治の不可避的な手段であり、従つてまた、一切の政治の原動力である」（八〇頁）……。これらの言明が与える印象から、ウエーバーはしばしば「権力」中心の政治観にお墨付きを与えた思想家と捉えられてきた。そして小沢氏の言動はこれを忠実に踏襲しているようにも見受けられる。すなわち政治は権力を手段とし、従つて権力を追求しこれを獲得するべ

く闘争するのが政治家である。

しかし、注意深く読めばわかることだが、右のウエーバーの言明でも、政治的行動には権力の分け前を追求することと権力の配置に影響を与えようとするこの両方が含められており、権力をめぐる「努力」が常に権力の獲得を目指すものであることが説かれていたわけではない。また権力は政治に「不可避的な手段」であるとは言われているが、不可欠の手段であるとは言われていない。つまり政治を行う者は権力の追求に関わることを避けられないが、権力の追求が政治的行動の構成要件であるとは述べられていないのである。権力は一切の政治の不可避の手段であり、権力追求は一切の政治の原動力でもあろうが、前者には権力が政治を行う者にとつて望ましい手段であるという含意、ましてや十分な手段であるという含意はない。後者に関しても、他の原動力の存在が排除されていないことには十分に留意する必要がある。権力の追求は確かに政治として画する指標ではあるのだから。しかしそれがそうなのはそれが政治的行動の本質を表しているからというより、政治的行動が巻き込む手段としての性格故であらう。（ちょうどウエーバーのあの有名な「国家」の定義において、国家がこれに必ず備わる手段である武力の正当的使用によって定義されているのと同じように、政治が権力の追求によって定義されているのと同じように、政治が暴力装置であるという誤解が生じるのと同じように、政治の本質が権力闘争であるといった誤解が生じるのである。）

まさに権力の追求は一切の政治の手段、一切の政治が通る道でしかない。しかもそこでは常に権力を得ること(その分け前にあずかること)が目指されるわけでもない。つまり、いかなる意味においても政治的行動を権力の獲得に還元することはできないのである。

以上のように、ウェーバーが政治において「権力」と「権力の追求」がもつ意味、占める位置を相対化して捉える見地に立っていたことをきちんと押さえるならば、ウェーバーが何故政治家における「虚栄心」を殊更に問題視し(七九頁)、しかもこれを客観性の欠如^⑤に「事実」に即していないこと(八〇頁)という観点から批判したのがよくわかる。「虚栄心」は政治家に「人目に立つ」ことを促すことで、現実の権力ではなくむしろ派手さで注目を集める見せかけの権力を求めさせてしまうからである。(もちろんこれでは何もできない。しかし「虚栄心」は客観性の欠如とともに無責任さも促す。そしてこの場合の無責任さは「内容的な目的をなにつ持たず、ただ権力のために権力を享受する」(八〇頁)ことを意味する。つまり、そうした政治家にはそもそも中身のあることをする気がないのであるから、見せかけの権力でも——虚栄心を満たしてくれている限りは——それでよいのである。)

さらにウェーバーが成り上がり者的な権力の誇示や、自己を権力の感覚のうちに確認しようとする空しい試み、要は権力そのものを崇敬の対象とすることのすべてを、最も有害な政治的力の歪曲であると言いつけることも理解できる(八〇頁)。そういった態度が権力の相対性・限界を見損ない権力の重要

性を過大視する——場合によってはその万能性や全能性に關する錯覚さえ起こしかねない——ことを意味するからである。つまりウェーバーはこれらの議論によって、実像とは異なる過大な権力イメージ、およびこれにもとづく権力中心の政治観が生まれる契機に警鐘を鳴らし、実際の権力が個人にとつて、また政治にとつて、あくまで限定的な意味しか持ち得ないものであることを告げているのである。

ところでこうした勘違い——権力や権力の追求という活動への過大な評価が、「権力を別の目的(富邁な目的または利己的な目的)のための手段として」ではなく「権力を『それ自体のために』、つまり権力がもたらす優越感を満喫するために追求する」(二〇頁)ような「権力政治家」(八〇頁)の身のうに、典型的にどんな事態を引き起こすか。ウェーバーはこのことに特別な言及を削いている。そうした政治家は、自分のイメージの中の権力・政治と現実の権力・政治との間の隔たりに苛まれ、あるとき(今風に言えば)心がポキッと折れてしまふ、あるいは(少し前の表現で言うところの)「壊れて」しまうことにさえなりかねない。「事実」に即していない^⑥彼、彼女の権力崇拜は、現実の権力の被限定性に耐えられないのである。

小沢氏は自分には「権力闘争の目標・目的」があることを強調し、自分が「権力政治家」ではないことを宣言すること、ウェーバーの警告に忠実であろうとしているかのように見える。しかしその発言から示唆されるように、氏が権力および権力の追求(氏の言葉では「権力闘争」)の政治における手

段としての重要性を過大に評価しているのであるとすれば、そこにはやはりウェーバーが問題にしているリアリズムの欠如があるということになるのである。

そして、さらに問題となるのが、その「権力」の性質である。たとえばウェーバーからの先の一連の引用では、「権力」はあたかも客体として存在しているモノであるかのようになり、しかもそれがあたかもどんな場面でも適用できる万能の手段であるかのように読めてしまうのだが、もし本当にそう理解されてしまうと問題である。それはウェーバーの権力観からはかけ離れた、ウェーバーであれば客観性を欠くと痛烈に批判するに違いない権力像を読み込むことになってしまふからである。しかもこの権力像たるや、権力そのものの崇拜を促す契機をうちに秘めている。すなわちここから権力それ自体の集積が可能であるかのような、さらに権力を集積しておきさえすれば何でもできるといったような観念（もちろん幻想ではない）が出てくる。そしてそこから権力の蓄積への欲望が生まれ、その飽くなき追求が始まり、権力をかき集めること自体が至上命令化する。こうして本来「権力」を手段と割り切っているはずの政治家がいつの間にか権力そのものを奉じる権力崇拜に陥り、「権力政治家」に限りなく似てくることになる。

これに対して、ウェーバーにとつての権力は、物象化されたイメージにおいて（モノのように）捉えられるものではなく、ましてや一般的であり万能である（どんな場面にも通用しどんな

種類のことでなくてもできる）というようなものではない。それは「闘争」で争い奪い取り積み上げていく獲得物というより、「奮闘」によって関係毎さらに局面毎に形成されなければならぬ「チャンス」である。もとは学生向けの講演として世に送り出された『職業としての政治』の、勇ましいレトリックの功罪はさておき、権力に物象化されたイメージを重ね、しかもこれに一般性・万能性を付与するファンタスティックな「権力」概念が、ウェーバーが社会学者として展開している事例分析や比較研究の用に耐えられたはずもないのである。では小沢氏の「権力」はどうであろうか。政権獲得までの道のりを振り返る氏の語り口から、氏が政治と「権力闘争」の関係を過大に捉えている様子が窺われたこと、これに対する違和感がここまでの議論を導いてきた。小沢氏にはさらに「権力」を集めて貯えられるモノであるかのように捉えている節が確かに存在する。このことは、とりわけ政権を獲得してからの氏と民主党の言動の軌跡によって強く示唆されるように思われる。

以上の通り、小沢氏が示してきた、政治を「権力闘争」に還元して捉える見方、および「権力」を物象化して捉える態度は、ウェーバーから靈感を受けているように見えて、ウェーバーであればリアリズムの欠如を見て取り厳しく批判したであろう権力政治観、権力像を指し示している。そしてこれらはそっくりそのまま前衛主義の権力闘争論、権力観を構成してい

るものでもあり、前衛主義の破綻を宿命づけているのである。すなわち前衛主義では、ある目標の実現を果たす使命を負った「前衛」が先ずはそのために必要な権力を獲得するべく遂行する権力闘争に、すべての勢力を傾けるものとされる。しかしここで既に「権力」をどんな目標をも実現し得る万能の手段と見なし、さらにこの万能の手段の追求に「権力闘争」を人間の政治生活の（あるいは人生の）すべてであるかのように捉えるという二つの無理が犯されることで、このプロジェクトの行き詰まりは約束されたも同然となる（ちょうど貨幣さえあれば何でも手に入れられるという勘違いともつくく他の一切の関心を犠牲にした金儲けへの専念が、金持ちをちつとも幸せにしないのと同じことが起こる）。つまり、十分な権力さえあれば何でもできるという誤った想定の下、目標を達成するため

の万全の手段を確保するという企図から権力の集積がはかられ、さらにこれに権力の追求こそ政治生活のすべてであるという視野の狭窄が伴うことで、権力闘争が他のすべてに優先される事態が生じるわけであるが、この過程が目標の達成に至ることは決してないのである。まずどんな場面にも一般的に通用する万能の権力などない。また権力は蓄積できるモノではない。さらに言えばどんな大きな権力も結果を保証しない。従って権力闘争をすべてに優先させて権力の集積に努めたところで万全の体制がとどのうことはあり得ず、万全の手段を求める限り権力闘争ばかりが果てしなく続くことになる。これは前衛が恒久機関化する過程を——前衛に関わる個人や

組織の固有の利害が発生するという説明とはまた別の次元で——よく説明する。本来の目標などどこかに吹き飛んでしまふことは必定なのである。

2 責任倫理と心情倫理の転倒

さて、前衛主義を規定している二つ目の概念的誤謬は、その「手段」を「目的」に関連づけて合理化する論理にある。それはわれわれが取り返しつかない事態を引き起こしてしまふときの行為の論理に関わる重大な誤謬であるにもかかわらず、日本では一般的に——少なくとも極めて多くの人々には何の疑いもなく受け容れられている誤謬となっている。これには政治に携わるものの道義的責任の問題が関わってくるので、この機会にしっかりと論じておきたい。

この誤謬はウェーバーの誤謬の下に放置されてきた、むしろ積極的に広められてきた節もあると筆者は見ている。その誤謬は、ウェーバーの『職業としての政治』の、あまりにも有名な心情倫理と責任倫理の区別に関わる。

ウェーバーによれば、心情倫理にもとづく行為は、宗教的な言葉で言えば「キリスト者は正しきをおこない、結果を神に委ねる」（八九頁）と表現される格律に対応している。つまり自らの善き心情が赴くままに行動せよと行為が純粹な心情の発露であることをそれは命じる。しかしわれわれ俗人が実際にそうした心情倫理に従って行動するとき、それはややもすればわれわれ行為者が、行為がもたらす結果について他者

や外部にその責任を転嫁して安んじてしまうことを意味する。そこにはまた、自らの「善い」意図や目的によってあらゆる行為を正当化する傾向も生じるであろう。これらから典型的に帰結するのは、行為者が手段に頓着しない態度である。従って、すぐ後にも述べるように「決定的な手段」として暴力を用いることができる政治が、この倫理を行動の準則とするのは適当でない。

他方、責任倫理は、「人は（予見しうる）結果の責任を負うべきだとする責任倫理の準則に従って行為」（八九頁）しなければならぬ、つまり行為がもたらし得るありとあらゆる結果への責任を感じて行動しなければならぬと命じるものである。目的があらゆる行為を正当化し始めるのが心情倫理の実際であるとすれば、あらゆる結果に関して行為の責任が問われてくるのが責任倫理の含意ということになる。そして責任倫理にもとづくことは、政治的行動に関してはとりわけ重要な意味をもつ。というのも「政治にとって決定的な手段は暴力である」（九二頁）（念のために強調しておく、ここでの「暴力」とは、政治によって封じ込まれ適切にコントロールされている武力のことであり、われわれの社会で言えば警察や軍隊の中に閉じ込められているところのものである）、従って「およそ政治を行おうとするものはすべての暴力の中に身を潜めている悪魔の力と関係を結ぶ」（九九—一〇〇頁）ことになるからである。

敷衍するところである。政治とは「正当な物理的暴力行使」に関わる人間団体の方向づけを左右しようとする行為で

ある。（因みに現代においてそうした団体に該当するのは「一定の領域内で正当な物理的暴力行使の独占を（実効的に）要求する」国家であり、このように国家が「暴力行使への『権利』の唯一の源泉として見なされている」のは「現代に特有の現象」である（九—一〇頁）。）従って、政治にはどうしてもそうした人間団体が保持する暴力装置をどうやって組織し管理するかといった問題や、そうした暴力装置が行使する——ないしは他の何者かが正当な権利なくして発生させる——暴力の効果一切に関する問題が纏わりついてくることになる。「人間団体に、正当な暴力行使という特殊な手段が握られているという事実、これが政治に関するすべての倫理問題をまさに特殊なものたらしめた条件なのである。」（九七頁）

ところが、右の議論が誤読ではこうなる。①責任倫理の意味する「行為者は結果に対する責任を意識して行為する責任を負う」が短絡化され、「行為者は究極的には結果に対する責任を問われる」となる。②心情倫理にもとづく政治行動が帰結する危険や災禍として言及されている暴力的事態が、心情倫理にもとづく行動では対処できない政治的現実と読み違えられる。そしてそもそも責任倫理にもとづいていればこうした暴力的事態は回避され得ると読まれるべきところが、こうした種類の事態こそ責任倫理にもとづく行動が要請される状況、これによって処理されるべき事態、その真価が発揮される本領であり、責任倫理およびこれにもとづく政治の存在理由であるというふうには誤読される。

こうして①で「結果責任」と読み替えられた責任倫理は、②においてまるで特殊な任務のために誂えられたものであるかのような、政治固有の（他にも妥当する領域があるのかもしれないが）特別な倫理としての位置づけを得る。この①から②への繋がりには、ある面で自然と言える部分がある。たとえば刑法上の責任の概念に責任倫理の論理は当て嵌まるが、「結果倫理」の論理はまったく妥当しない。この一事を考えてもわかるように、①で責任倫理を「結果倫理」に読み替えた途端、これはもはや一般的な倫理ではあり得なくなるのである。また②から導かれる③として、次のことが含意される。この特殊な政治の世界で特殊な倫理に従って生きる政治家は特殊な存在、ある意味でそうした特殊倫理に従って生きる特権をもった人間である……。

以上によって「政治（家）は結果責任」を意味するのが、ウェーバーの責任倫理論ということになる。これはここ数年來耳にタコができるほど聞かされてきた日本の政治家の、あるいは日本の政治ジャーナリズムの「決め台詞」である。

そして何故、政治特殊の倫理が必要となり、政治特殊の人材が要請されるかは、こう説明される。それは「手段としての権力と暴力性との関係をもった者は悪魔の力と契約を結ぶものであること、善からは善のみが、悪からは悪のみが生まれる」というのは、人間の行為にとって決して真実ではなく、しばしばその逆が真実であること」（九四頁）——そうである以上、政治に携わる者は、行為そのものよしあしをどこか

で超越せざるを得ないからである。⑩として結論として、政治家は結果のためには手段において悪魔と手を結ぶ覚悟（あるいは器量）をもつ者であることが期待される。しかしわれわれ皆がこうでも困るので、政治家という職業が必要となる。どうであろう、「清濁併せ吞む」を大器とし、さらに政治を「お上」の仕事に祭り上げてきた日本人には、極めて馴染み易い政治家像の出来上がりである。

しかし、これではあたかも政治家には手段に関するフリーハンドが許されていると言っているに等しいではないか。優れた政治家であればあるほど、つまり結果を見通す力に秀でた政治家であればあるほど、必要悪に訴えるフリーハンドが大きく許されるということにもなるであろう。

しかし、それは逆であろう。優れた政治家であればあるほど、つまり先を読む力があればあるほど、彼、彼女は身動きがとれなくなるはずである、ウェーバーの考えでは！ ウェーバーが悪魔の力と関わることを心しなければならぬと言っているのは、結果のためには敢えて悪魔の力を用いよという意味ではなく、政治的行為が悪魔の力（＝武力）をもつ人間団体——今日では国家に関わることであるからにはかならない。従って責任倫理家であろうとする政治家は、彼、彼女がとる一つ一つの手段が生み落としかねないあらゆる結果を——可能な限り遠い結果まで——予想して、手段の選択について余程慎重であらねばならない。フリーハンドをもつどころではない、自分の一つ一つの行為から伸びていくあらゆる

結果への糸にがんじがらめになっているのが、責任倫理に従う政治家ということになる。政治が可能性の技と言われることがあるのも、それが一つ一つの手段から生じる結果への配慮に行為を縛られつつもそれでも何とか進む道を見つける技を意味するからに違いない。自らの一挙手一投足がもたらす結果への配慮に自由な動きを封じられながらも、忍耐と叡智によって細い道でも探り当てる。

つまり、政治家はたとえ何か目標がある場合にも、これに一足飛びに飛びつくのではなく、全方位に注意を凝らし、一歩一歩を慎重に選びとらなければならない。回り道を行くことを億劫がってはいけない。決して投げやりにならず、簡単には諦めず、目的に向けてたとえにじりよることしかできなくても、自らの一つ一つの動きから悪しき結果を生じる恐れを常に気に懸け、細心の注意を払ってこれを封じるようにしながら。

何と大変な！ しかしだからこそ、『職業としての政治』の、あの最後の下りが胸に響くのである。「政治とは情熱と判断力の二つを駆使しながら、堅い板に力をこめてじわっじわっと穴をくり貫いていく作業である。もしこの世の中で不可能事を目指して粘り強くアタックしないようでは、およそ可能なことの達成も覚束ないというのは、まったく正しく、あらゆる歴史上の経験がこれを証明している。」（二〇五頁）この不可能事への挑戦とは、どこか遠くにある理想や目標に到達する困難さというより、むしろ次の正しい一歩を選び取る困難さとして体験されるものであろう。粘り強く、決して

短気を起こさず、いかに状況が「不可能」を告げているように見えても。そして、そうした人は確かに英雄に違いない、ウェーバーの言う「はなはだ素朴な意味での」（二〇五頁）。自分を厳しく縛りながらも前進を諦めない、知恵と、単に勇ましいという意味ではない、困難に耐え抜く勇氣をもって。そうした人間が政治への天職をもつ。

因みに「悪魔の力」との関係について言えば、一見いくら早道のように見えても、大きな悪魔が出る道は選ばないということであろう。それでも政治に関わる限り、行く先々で様々なかたちで悪魔の力にまみえることになるであろう。そうした場合は、その都度マメにこれを制し、封じ、できうる限りは退治していくことが望ましい（法の支配が貫徹され、文民統制が行き届き、政治家がしっかりと己が手を縛り言葉に気をつけ目を光らせている現代の民主主義国であれば、これは日々実践されているはずのことである。ウェーバーの時代とは比べられない。暴力のどんな遠い契機にも敏感であれ！）。どんなに小さな悪魔でも、これを御し切れるという甘い見通しを抱いてはならない。ましてや大きな悪魔の力を呼び起こして何かを達成してやろうといった恐ろしいことは決して考えないように。行為者はどんな目的のためであれ暴力という手段に触れた途端「この手段特有の結果」（九七頁）にさらされる。ウェーバーはこう述べている。「悪魔の力は情け容赦ないものである。もし行為者にこれが見抜けないなら、その行為だけでなく、内面的には行為者自

身の上にも、当人を無惨に滅ぼしてしまふような結果を招いてしまふ。」(二〇二頁) 行為が思わぬ結果を生むばかりでなく、行為者自身が内面的に破壊される——人間性が損なわれてしまふ事態をウェーバーは恐れているのだ。ゆめゆめ悪魔に魂をとられることのないように(われわれの歴史はこの教訓を示す事例に事欠かない)。

そもそも目的のためにどんな手段をとることも許されるとしたところで「政治行為の最終結果が、往々にして、いや決まって、当初の意図とひどく食い違い、しばしば正反対になる、というのはまったく真実で……一切の歴史の根本的事実である」(八二頁)。結果とは行為そのものがその内在させる論理と状況との相互作用によつて生じるものであるから、手段として選ばれた行為が意図通りの結果に結びつく保証はないのである。そうであるとするばますます、まずは行為そのものの含意や帰結が(何らかの目的に対する手段としての合理性ではなく)それ自体として吟味されて然るべきということになるであろう。

そしてこうした一切の、現実が突きつける矛盾、面倒、迂遠さ、つまらなさをありのままに受け止めることから逃避してしまふことのないように、政治家には奉仕する「事柄」が必要となる。それが行為に「内的な支柱」を与えてくれるからである。こうした意味で、つまりそれがあるからこそ、頑張れるという意味で「政治家がそのために権力を求め、行使するところの『事柄』」(八二頁)は、その人の信条によつて中

身も異なるであろう。しかし「いずれにせよ、そこには何らかの信仰がなければならぬ」(八二頁)——それは確かである。ただし、ここで重要なのは、「事柄」はある行為を手段として合理化する目的の位置に置かれるものではないということである。「事柄」がそのための手段を正当化するとは決して言われない。奉仕する「事柄」は必要ではあるが、それは難しい局面に耐える心の支えとしてである。それは難しい局面から(手っ取り早い行為に走る言い訳を与えることで)その人を解放してくれるものではない。逆に何か外在的な事柄(目的結果も含めて)が行為を正当化してくれることを頼んで、いかなる行為をとることも開き直ることができる、もしくは手腕を揮うこと(一種のフリーハンド)にカタルシスを覚えられる——こうした心性にそもそも「内的な支柱」の用はない。つまり、そうした心性の持ち主は、ウェーバーの思い描く「政治家」には当たらないのである。

話は少し脇道にそれるが、政治家が予測不可能な行動を極力慎むべきであることが、以上の議論のコロラリーの一つとして言えることとなる。人々の想定する範疇を超えた行動は、ひとりひとりの政治的行為者が慎重に慎重を期して行ふべき結果への配慮を困難とし、思わぬ反応の連鎖を引き起こすことで、とんでもないカタストロフィーを招く恐れがある。皆で一定のゲームのルールを築き上げていくことができるように相互に予測可能な範疇内の行動を積み重ね、そうして形成

された土俵の上で勝負すること、あるいは仕掛ける技を知られた型にのっとったものにする¹²⁾こと、これは結果に対する責任を認識する政治家であれば、当然にわきまえておくべき作法である¹³⁾。

話を小沢氏に戻そう。小沢氏の場合、ウェーバーが責任倫理と心情倫理の別を持ち出すのに先立って行っている「権力政治家」批判、つまり「権力追求がひたすら『仕事』に仕えるのでなく（権力追求がひたすらある『事柄』への奉仕のためだけに行われるのでなく）、本筋から外れて（事実¹⁴⁾に即したものでなく¹⁵⁾なり、純個人的な自己陶醉の対象」となることへの警鐘（七九—八〇頁）については、十分すぎるほど意識されているようである。これは先に引用した「権力を別の目的のための手段として追求する」政治家と「権力を『それ自体のために』、つまり権力自体がもたらす優越感を満喫するために追求する」政治家の別に対応し（二三頁）、小沢氏が明示的に前者を自任していることは前にも述べた通りである。ところがウェーバーが最も警戒しているのは、実は前者、つまり目的をもった政治家にも起こり得る——というよりそういった政治家においてこそより破壊的な含意を現しかねない態度の方なのである（従って小沢氏も、目的をもった政治家を自任することでウェーバーの批判を免れたことにはならないのである）。それは後者が陥るであろう客観性の欠如¹⁶⁾、「事実¹⁷⁾に即していないこと」が政治における第一の大罪であるとすれば、これと双璧をなす政

治における第二の大罪に当たり（政治の領域における大罪は結局のところ……二種類にしばられる）、ウェーバーによって「無責任な態度」と呼ばれるところのものである（八〇頁）。

それは行為がもたらす結果に対する無責任さを意味する。たとえばウェーバーが民主制下の政治指導者の典型と見る「デマゴグ」（四二頁）は、「効果」を計算して行動しなければならぬために一層に右の二つの大罪を犯し易いとされるが、その無責任さは「演技者となったり、自分の行為の結果に対する責任を安易に考えたり」すること、「自分の与える『印象』ばかり気にすることとして現れるであろう（八〇頁）。しかし「無責任な態度」とは、こうした状態に陥った「デマゴグ」のように「内容的な目的をなにつ持たず、ただ権力のために権力を享受する」（八〇頁）政治家についてのみ言われるものではなく、目的意識に溢れた心情倫理家が政治に関わった際にも問題になるものであり、ここでは無責任さは、まさに行為を単純に目的に関係づけて正当化する論理を用いることとして現れる。そして小沢氏のこれまでの言動が明示的にも黙示的にも表してきた論理は、この論理を見事になぞっているのである。

このことは、ウェーバーの責任倫理と心情倫理に関する議論が、既に解説した通り、日本では一種独特な解釈の下に誤解されてきたという事実と無関係ではあるまい。その誤解の一つの行き着くところは、責任倫理と心情倫理の転倒である。「責任倫理」に従っている（結果への責任を意識して行動する）つも

りが、ウェーバーの誤読ないしはウェーバーの「責任倫理」と関係があるのかないのか「政治（家）は結果責任」という「決まり文句」を介して（ここに「結果がよければそれでよい」という考え方も生じる）、いつの間にか心情倫理家として行動している（「よい結果のためであれば何でもしよう、私の政治家としての純粋な心情はそうして証される」）。そしてこの転倒が小沢氏にはまるまる一八〇度起こってしまったように見受けられるのだ。

目標のためであれば手段を問わないことに開き直る——小沢氏自身が多分に意図的に演じてきた部分、また今回番組が殊更に演出している部分もあるかもしれないが、NHKの『永田町・権力の興亡』が描き出したのは、小沢氏の過去十数年の政治活動を一貫するこのような姿勢であった。そもそもわれわれから見ると一つ一つの事象の輪郭がはつきりせずまた変転も激しい政治事象の海にあって、いわば陸地のような存在をなし、政治の世界に一定の予測可能性を保証してくれる存在であるはずの政党さえ、手段に過ぎないという割り切りの下、次々と乗り捨てられ、あるいは使い勝手の良いようにどんどん改造されていってしまう……。とりわけ政党に対して氏が示してきた態度には、政治行動を何らかの目的に関連づけられた手段としてのみ捉える姿勢が躍如としていると言えるのではないだろうか。

しかしわれわれは（もちろん小沢氏も含めて）注意しなければならぬ。行為を目的に関連づけられた手段として合理化するロジックは、ウェーバーが鋭く洞察したように、行為者に

よって合目的に選ばれた手段が思わぬ結果を惹起すること
を織り込んでいない点に重大な陥穽をもつ。行為者は本来手段が目的外にもたらす結果をも配慮して行動するべきところを、このロジックは目的を突出した関心事とするため、手段と目的を結ぶ経路にのみ光を当てる。そして手段、とりわけ最も合目的に見える手段そのものに潜む危険がものともされない状態を許してしまう（これが「無責任さ」でなくして何である）。その結果、手段それ自体が暴れ出すという事態がまき起こる。手段を支配しているつもりであった行為者がいつの間にか手段に支配されているという事態さえ典型的に起こり得るのである。

そして前衛主義もまた、手段を目的に関連づける同じロジックを現している。すなわち前衛主義は、企図された目的のみに拘束される機関＝前衛を想定し、この「手段」に絶対的なフリーハンドを与えることを是とするイデオロギーにほかならない。それは手段を目的に関連づける論理にその正当性を全面的に負っている。言うまでもなく、そうした前衛の機関として前衛政党は産み落とされる。ウェーバーはこの前衛主義に強い同時代的な関心を寄せていた。そしてこのウェーバーの時代に確立された前衛主義の範例はその後野火のように伝播し、それはもしかすると今この瞬間にも、われわれの目の前に横たわる現実の一部であるのかもしれない。そういうこともあり得るとすれば尚更に、あらためて確認されなければならないのは、これまでの歴史でわれわれが目にしてきた

のはまさにウェーバーの預言通りの展開であつたという事実である。すなわちわれわれが目撃してきたのは、手段であつたはずの前衛政党が暴れ出す——目的によって制御されるどころではない、典型的には自己目的的な存在と化していくプロセスであつた。革命の完成（＝真の民主主義の実現）は常に未来に押しやられ、前衛政党（ひいてはひとりの指導者）による権力の独占——一党独裁を維持、強化することが至上命令化した状態が現出する。こうして前衛主義は、その大義であつた革命を裏切るのである。われわれはそうした事例を——共産主義に託された理想が幻と掻き消え、真の民主主義社会がつかいぞ訪れることがなかつたという事例を既に幾つも知っている。

もし小沢氏の言動に前衛主義に通じるものがあるといふことが言えるのであれば、ウェーバーおよび歴史が照らし出す教訓があらためて踏まえ直される必要がある。筆者には、その自立論の精神主義論的構成、自由主義とはどうにも相容れない「自由」概念、これらが氏の自立論を特異なものとし、また前衛主義を招き入れている——前衛主義を用いる動機を形成しているように思われる。そしてウェーバーの誤読、そうでなくともそれが意味するのと同じ権力と政治、手段と目的に関する観念が、そこに前衛主義を与えてしまつているように思われるのだ。

結語——手段的合理性の世界を越えて

もつとも、これら小沢氏の前衛主義がもつづいていっていると思

われる誤謬は、小沢氏のみを帰せられるものではない。このうち「権力」をめぐる問題については、稿をあらためてまたじっくり論じたいと思つている。ここでは最後にひとこと、小沢氏に心情倫理家的な前衛主義をもたらししている手段と目的の関係をめぐる誤謬について、どうしても言っておきたいことがある。これは小沢氏を取り巻く日本の政治家、メディア、識者がそろつて陥つてゐる誤謬であり、小沢氏は言うならばその拡声器のような存在になつてゐるということだ。

とりわけ小沢氏の場合、周囲の人々の側のこの誤謬により、氏自身が手段としての扱いの具とされてきた観さえある（この点で筆者は小沢氏への同情を禁じ得ない。特に体調の悪さをおしている様子をテレビなどで見ると悲しくなつてくる）。すなわち小沢氏の周辺には常に、それぞれが奉じてゐるのかもしれない理念や理想を実現するための道具として、あるいはもつと実利的な目標——地位や権力、発行部数や視聴率のためとして、氏を使つてやろうという空気が存在してきはしなかつたか。氏の「剛腕」ぶりや「選挙の小沢」といつたイメージを煽り現実以上に膨らませることで、小沢氏を用いてその通りの展開を生み出し、目標への到達を一气呵成にはかる、あるいは目的の達成に必要となりそうな面倒な仕事や悪役は小沢氏に押しつけて、自らは汗をかかずに済ませられる、また君子然としていられるという計算がどこかにありはしなかつたか。そして今般少なくともポスト政治改革の時代の民主主義国には相応しくないと言われなければならないような政府与党の首脳

レヴェルにおける政治資金収支報告書の虚偽記載問題が発覚したことに関しても、こうして小沢氏の利用をはかってきたことからくる一種の罪悪感もしくは共犯者意識が、政治家、メディア、識者の目を曇らせ、言葉を濁らせ、行動を鈍らせているということはないであろうか。¹⁶⁾

ところでこの頃、政治家が何かにつけて「国民に受ける、受けない」「選挙に勝てる、勝てない」という基準をその行動や判断の根拠として挙げるのがまかり通っている。しかしこれは政治家がトートロジーを披瀝して悪びれないことを意味するにほかならず、国民としては馬鹿にされていると感じるばかりである。というのもそれはまるで政治家が、自分の姿を見られるのを恐れて（あるいはそもそも見せられるものがないのか）国民に向けて大きな鏡を立て、その後ろにこそ自身を隠しているようなものだからだ（その鏡には当然政治家ではなく国民自身が映るのだ）。これでは国民は政治家を品定めできないし、ましてや国民と政治家との間にダイアログが成立しようがない。そもそも政治家が「選挙」や「支持率」をその行動や判断の最も重要な基準として言及するのは、「選挙に勝つためならば何でもする」と述べているに等しい。また、それは政治家が有権者を楯（「言い訳」）にしている格好であるから、その政治家が自分自身の考えを語り得ないことを白状しているようなものである。ここには政治家が自らの政治行動を手段としての合理性の観点のみにおいて語るときに陥る論理的破綻、その滑稽さと虚ろさが端的に現れている。

さて、『永田町・権力の興亡』が語り起こしの起点とする一九九三年から今日までの小沢氏の軌跡は、比較的最近の民主党に招き入れられた経緯や昨年の衆院選直前にスキャンダルの発生を受けて代表の座を退いた「英断」と言われた行動、政権交代をもたらしたその衆院選での陣頭指揮ぶり、さらに迫りくる今夏の参院選に向けての振る舞いまで含めて、小沢氏がまさに政治状況の節目節目で、周囲の思惑にある意味で極めて実直に応答してきたことの繰り返しであったとも言える。しかし、虫の好い思惑は、結果に対する見損ないを伴うのが常であり、言うまでもなく小沢氏は周囲の目論見通りに動くだけの存在にはとどまらなかった。旧来の自民党政治の「壊し屋」であるばかりか次の瞬間には自らが作った枠組みの「壊し屋」として振る舞う、あるいは庇だけを貸したつもの相手の「母屋をのつとる」……：こういつた展開は、われわれを次のような教訓に思い至らせる。われわれが何かの目標のためにある人物を多少の危険には目をつぶり、あるいは必要悪と開き直って用いるとき、往々にしてわれわれはその人物を甘く見ているのであり、手段にしつぺ返しをくらしい結果に復讐されるのである。それほど遠くない過去の、あまりにもよく知られた例を言うならば、ヒトラーに対して当初彼を利用できると考えたドイツと他の幾つもの国々のエリートたちが、いかなる結果を招来することになったかを思い返してみるとよい。

われわれはここでウェーバーのサブテキストとしてカントが存在している可能性に思いを巡らせるべきなのであろう。人間の行動に手段と目的の範疇を適用することが生じる問題に警鐘を鳴らし、これに真つ向から立ち向かったカントは次のように述べている。¹⁸⁾ ウェーバーの内面にも深く刻まれていたに違いないその言葉を肝に銘じておくこととしよう。

「そこで私はこう言おう、——人間ばかりでなく、およそいかなる理性的存在者も、目的自体として存在する、すなわちあれこれの意志が任意に使用できるような単なる手段としてではなく、自分自身ならびに他の理性的存在者に対してなされる行為において、いついかなる場合にも同時に目的と見なされねばならない」と。「君自身の人格ならびに他のすべての人の人格に例外なく存するところの人間性を、いつでも、またいかなる場合にも同時に目的として使用し決して単なる手段として使用してはならない」（カント『道徳形而上学原論』篠田英雄訳、岩波文庫、一〇二頁、一〇三頁）。

誰かを（自分自身も含めて）単なる手段のように扱ってはならない——人間を手段に還元してしまうところには手痛いしつべ返しが待っている、というのは何も難解な哲学的考察を経るまでもなく、身近な経験からもよく知られているはずの事柄である。

- (3) J. R. R. トールキン『新版指輪物語1・旅の仲間（上）』瀬田貞二・田中明子訳、評論社、一一二—一一三頁参照。こ

とに（本論文が注目する「一つの主体」確立への動きにまさに重ねて読むことができる話であるが）すべての力の指輪を統べる「一つの指輪」なるものがあってはならないのである。

(4) 言うまでもなくここではウェーバーが近代を画すのに用いた鍵概念「呪術からの解放」に表現を借りている（マックス・ヴェーバー『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』大塚久雄訳、岩波文庫、一五七頁）。因みに（これは直接的には次節の議論に重なる話となるが）「魔術」からの解放は、人間の行為が結果による意味づけ——迷信の類いはまさにこれである——から解放されることを重要な一面とする。呪術的な意味をもつ行為は一定の結果をもたらそうとして、もしくは目指す結果に要請されるものとしてなされる。それは結果によって合理化されている。しかしいまや行為は結果による合理化を許されることなく行為それ自体として屹立し、それ自体が問題となる——それが「ビュウリタニズム」後の、「魔術」から解放された世界の峻厳な理である。

(5) ここでは「闘争」という訳語をもつ *streben* も注意深く「努力」と訳されている。ただし、これよりあとこの箇所では同じ指示内容が *streben nach Macht*（権力の追求）、*erstreben Macht*（権力を求める）、*Machtstreben*（権力追求）といった表現で言い表わされている。もともとこの指示内容が右で確認したように「権力をめぐる奮闘（ないし努力）」といった表現でしか括り上げられないようなものであることが常に念頭に置かれている必要がある。なお原語については *Max Weber: Gesamte politische Schriften*, hg. von Johannes Winkelmann, 5. Auflage, Tübingen, 1998 (1. Auflage, 1921) を参照した。

(6) 邦訳では「本筋から外れて」、「仕事の本筋に即かない態度」とある。しかしここでは客観性ないし事実面に即しているかいないかが問われているのであって（「仕事の」本筋）は関係ない。これらの表現に対応する原語はそれぞれ *unsachlich* と *Unsachlichkeit* であるが、*sachlich* はまたしも *Sachlichkeit* には「本筋」という日本語は当

てようがない。(他の箇所では Sachlich や Sachlicher の訳に、適当な訳であるにもかかわらず、わざわざ「ザツハリッヒ」、「ザツハリッヒカイト」とルビが打たれているのが見られる。肝心のこの箇所にもルビがないのは残念である。) 既に以上のことから、ここで「仕事」という言葉が出てくるのは奇妙であることがわかるが、この「仕事」問題については、後出の注(11)で詳しく論じる。

(7) この下りは筆者に小泉純一郎氏の首相時代の目の眩むような「権力」の輝きと氏が去ったあとに積み残された「内容的な」問題の重さとの間のギャップを想起させる。後にも触れるが、虚栄心に促された客観性の欠如と無責任さは、ウエーバーが民主制下の政治指導者の代表的類型をなすと見なす「デマゴグ」(ウエーバーはこの言葉を必ずしも否定的な意味で用いていない。古代ではペリクレス、現代ではグラッドストーンの例が念頭に置かれている。四二、六〇、六二頁参照) には一層に起り易いとされる。小泉氏が典型的な「デマゴグ」型の政治指導者であったこともこの想起を助けている。(8) それは「或る社会関係の中で抵抗を排してまで自己」の意志を貫徹するすべての可能性——何にもとづく可能性であつてもよい——そうした可能性の一種の総和であると定義される(マックス・ヴェーバー『社会学の根本概念』清水幾太郎訳、岩波文庫、八六頁)。示唆深いことにウエーバーは、「権力」という概念は分析概念としては曖昧すぎに役に立たないとも述べている。何故ならば「権力」が言及する事物の生起の過程は、特定の社会関係の中で起るものでありながら、あまりにも多様なパターンで起り得、極めて偶然に左右され易いものだからである(八六頁)。特定の社会関係への内属、多様な在り方、偶然性の支配——これがウエーバーの思い描く「権力」の特徴である。

(9) 「結果責任」と言えば、ここ数年來すつかり日本語として定着した観のある「説明責任」という言葉も気にかかる。これは、もとは accountability という語の訳であり、同語を政治行政の世界の汎

用語としたのは、一九八〇年代のイギリスのサッチャー政権であった。一九九〇年代初めに同語の訳に悩んだ筆者はこれを「答責任」と訳している。その後「説明責任」という訳が定着し、日本語独特のニュアンスも生じたが、本来の意味を質すならば(この語がわざわざ輸入されたことの意味を質すならば)その意味は単に「説明すること」への責任にとどまるものではない。しかもそもそもこの概念は、政治家に関しては既に民主主義の機構によって厳しく実現されているはずのチェックを政治家以外の主体にもそれぞれに可能な限度で及ぼそうという狙いから広められた概念であり、政治家がこれを果たしさえすれば放免されるといった趣旨のものでは決してない。政治の外に置かれていた、つまり、民主的コントロールが直接及ぶことのない行財政上の行為の主体について、従来のように所管の大臣が議会に対して accountability を負うだけでは不十分という考えの下、そうした主体がその業績や行状に関して常に accountable である(開示された情報にもとづき相応の責任を問われ得る)ような仕組みを作り、これによってそうした主体へのコントロールの契機を現実化しようという構想がこの概念の根幹にある。従つてそれは然るべき事実情報が公開され、これに対する評価を有権者ないし消費者その他の顧客(上位機関でもあり得る)が下し、これによって行為の主体が然るべき承認や制裁を受ける契機までも含んだ一連の手續が存在していること、さらにそれがきちんと動いていることまでも指示する概念である。渦中の人物や機関が出てきて言い訳を一方的に話し、それで果たされたと言えるようなものではない。

(10) 「手段としての権力と暴力性」とに關係をもつた者は悪魔の力と契約を結ぶものであること、善からは善のみが、悪からは悪のみが生まれるというのは、人間の行為にとって決して真実ではなく、しばしばその逆が真実であること……これが見抜けないような人間は、政治のイロハもわきまえない未熟児である(九四頁)という

下りがこう解される。しかしこれは過去において様々な伝統的宗教に見られた政治に関する「達観」をウェーバーが代弁してみせている下りであり、ウェーバーの主張の定式化がこれらの語においてなされているわけではない。むしろ大げさな口ぶりによる宗教家たちへの揶揄とも聞こえる。実際、古来の諸宗教による仮借ない「政治」への言及がこの後に続く。

また次の下りも混乱を生んでいるようである。「この世のどんな倫理といえども次のような事実、すなわち「善い」目的を達成するには、まずたいていは、道徳的にいかががわしい手段、少なくとも危険な手段を用いなければならず、悪い副作用の可能性や蓋然性まで覚悟してかからなければならぬ」という事実を回避するわけにはいかない。また、倫理的に善い目的は、どんな時に、どの程度まで、倫理的に危険な手段と副作用を『正当化』できるかも、そこでは証明できない。（九〇—九一頁）。これはウェーバーが「いかががわしい」「危険な」「手段」「副作用」を容認している（覚悟して受け入れよと言っている）下りではない。むしろここではウェーバーは、「善い」（鍵括弧には注意を要する）目的を達成することが「いかががわしい」「危険な」「手段」「副作用」を見逃し許し『正当化』させることを、責任倫理の観点から厳しく批判しているのである。

以上は、ウェーバーの叙述の構成、立論の構造に注意を払えば、丁寧な直訳に徹している邦訳からも十分に可能となる読解である。

(11)「ある事柄への奉仕」（八二頁）の「事柄」は *Sache* の訳であり、ウェーバーの *Sache* は、(12)のように「事柄」と訳するのが穏当である。しかし邦訳はこれ以外の箇所では *Sache* に極力「仕事」という訳を当てようとしたようであり、(13)のことが問題を生じている。とりわけウェーバーが特別に括弧を付す *Sache* が「仕事」と訳されていることが誤読への道を開いている。(14) *Sache* はただ一箇所、七七頁の「事柄」への情熱的献身、その事柄を司っている神ないしデーモン」の下りでは「事柄」と訳されており、訳者は(15)

でわざわざ訳注を付して「事柄」と「仕事」が同じ *Sache* の訳であることを伝えている。「ただしそのすぐ前の句「事柄に即する」という意味での情熱」の「事柄に即する」は、対応する原文は *Sache* ではなく *sachliche* であり、正しくは「客観的であること」とないし「事実」に即していること」の意となる。」訳者はまた、*Sache* に対応する「仕事」にはほとんどの場面でザッへというルビを付しているが、後述の通り、ところどころ肝心なところでルビが落ちている。）そこには仕事に生き偉業をめざすこと（二三頁）、「仕事」に打ち込みそこに生活の意味を見出すこと（二三頁）、「仕事」への奉仕のうち情熱と責任性を結びつけ、仕事への責任性を行動の規準とすること（七八頁）、「仕事」にひたすら仕えその本筋から外れないこと（八〇頁）といった表現を通して、あたかも政治家が政治という仕事（あるいは政治における仕事）に全生活全人生をかけること、この仕事の目的を見失わず（他の関心事に惑わされず）自らが負う責任の重さに情熱を沸き立たせながら仕事を遂行すること、この仕事への責任を最優先して行動すること、これがウェーバーのすすめであるかのような印象が生じている。そう読むことは、しかし大変な誤読となる。そうした単純な気負いをこそウェーバーは排しているからである。そもそも *Sache* を「仕事」とするのはかなりの意識であり、*Sache* への奉仕とは、仕事を通じてということはあるにせよ、むしろ仕事からも自分自身からも独立した客観的な何かへの献身を意味している。

文中ほとんどすべての *Sache* に当て嵌まる訳として、英語には *cause* があつた (*From Max Weber: Essays in Sociology*, translated and edited by H. H. Gerth & C. Wright Mills, Oxford University Press: New York, 1946 参照)。この訳は、慣用句中の用例や単純に「(16)」を意味する若干の場合を除き、文中すべての *Sache* に妥当する。*cause* は *case* とともに——*case* よりもやや指示対象が広めの語として——法律用語としての *Sache* に対応する英語である。実は文中には *Sache* が法

律用語として登場する場面もあり、邦訳はこれを「^{ザツベ}事件」と訳しているが、より適当な邦語は「訴え」であろう（三九一—四〇頁）。ウェーバーはいかにも法律家らしく、Sache（英語では thing が最もストリートな訳となる）という平明な語にこの特殊な case という語義のニュアンスをもたせて用いたと考えられる。しかし邦訳の「事柄」も悪くない。あるいは「関心事」とするのもよいであろう。ただしその場合、Sache をその商業用語としての語義において、つまりビジネス上の事柄ないし関心としてとってしまうと意味が軽すぎることになる。

そして「職業としての政治」の最後のクライマックス、責任倫理と心情倫理の政治における役割が論じられる部分の冒頭では、まさに「Sache」が「事柄」ではなく「仕事」と訳されていることが、大きな混乱を招く恐れを生んでいる。その下りはこうある。「われわれはいつの間にか『仕事』としての政治のエートス（Ethos）という今夕われわれに關係のある最後の問題について論じ始めていたようである。」（八二頁、丸括弧内は筆者）ここで言及されている話題は、政治的行為者によって「^{ザツベ}事柄」（＝関心事）として「大事にされるべき『政治のエートス』であって、『仕事』としての政治」の「エートス」ではない。「^{ザツベ}事柄」としての「エートス」が問題にされている——つまり政治には、それ自身が奉じる対象となる「事柄」をなすようなエートス（＝倫理的態度）があるのではないかと述べられているのである。そもそも「Sache」は他の箇所では Diener（奉仕）や Hingabe（献身）の対象として言及されているのであり（残念なことにはこれらの箇所に限って「仕事」の訳にザツへのルビが付いていない。七八、八〇頁）、従って「Sache」としての政治」としてしまつと、政治への奉仕という觀念が成り立ってしまうことになる。これはおかしい。政治が何かに奉仕するということはあつても、政治は奉仕の対象ではあり得ないであらう。

このように「仕事」ではなく「事柄」の意の Sache が、「政治」

にはなく「エートス」に対応しているとすれば（事柄としてのエートス）、「政治」にはすぐ次の文に出てくるベルーフ Beauftragung の意の「職業」（訳では「使命」）が対応する（職業としての政治）。そしてこの次の文では、まさにウェーバーが「プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神」で定式化したベルーフ概念（神から与えられた召命としての職業、天職 Berufung の意。様々な世俗内職業のうちに起り得る。救済や恩寵などの見返りへの期待とは無関係に——つまり何らかの目的の達成や結果の実現のためにというのではなく——遂行される任務という含意をもつ）がそのままこの場でも採用されているからこそ出てくる問いかけ、「政治がそのさまじまな目的からは独立的に、それ自体としてこれを満たすことができるベルーフ（＝神から与えられた職務、とはどのようなものか）」という問いかけが行われているのである。政治がそれ自体として果たし得るベルーフとは何か。そしてこの問いかけに先立ち、政治に関してわれわれがそれ自体を大切な「事柄」として押し立てることのできるエートス（＝倫理的態度）というものがあるのではないか——既にわれわれはこのことについて論じ始めている、というのが先に引用した最終クライマックス部分の冒頭でのウェーバーの台詞となる。職業政治家に向けて政治家稼業の心得を説こうというのではない。臨時、副業、本職の政治家のいずれに当たるとせよ（たとえばわれわれは一票を投じるとき誰もが少なくとも「臨時」の政治家である。一九頁参照）政治に関わるもの誰もが、それぞれの目的や各自にとっての「事柄」が何であるかとは無関係に、共通してもつべき態度ないしは考え方——奉じるべき政治の「^{ザツベ}事柄」があるのではないかと言っているのがウェーバーの文意ということになる。

(12) 民主制へと体制移行を遂げつつあつたはずの国々において、選挙や政権交代といった民主主義の条件が一旦は（あるいは外形上は傳統的に）実現されながらも、独裁と呼ばれるほかないような状態が帰結してきたのも、それらの国々で政治家が予測不可能な行動

を自らに許した積極的に利用し、国民が政治家にこれを許した期待さえする傾向が存在したと関連づけて説明できる部分が大きいように思われる。シムミッター&カールは「制限された不確実性 (bounded uncertainty)」という概念を用い、民主主義が機能するために政治的行為者の行動に一定の予測可能性が存在している必要があることを指摘している。Philippe C. Schmitter & Terry Lynn Karl, "What democracy is ... and is not", *Journal of Democracy*, Vol. 2, No. 3, Summer 1991, p. 82.

(13) 注(11)を参照のこと。

(14) 注(6)を参照のこと。

(15) たとえばそこでは多くのルールが、従う側に「こまかしがないこと」を前提としてはじめてその公示された目的が果たされるようなルールとして設けられている。「こまかしがあったこと」に関する言い逃れが成立してしまうようでは、ルールの存立そのものが怪しくなるのだ。

(16) 因みに昨今政治家が用いる「政治家の」出処進退は本人の判断」という「決まり文句」についてひとこと言えば、そんな弁は外国では聞いたこともない。議員資格については、選挙区の有権者にその淵源があるという観点をとることによって成立する余地がないこともない論ではあるが、政治家同士の互選によって選ばれた役職に関して、政治家がこの弁を用い始めた日には、われわれ国民としては「何と無責任な」と呆れ顔でこれを見やるほかない。しかも誰かに自発的辞任を促すというのはその誰かに自己否定を迫ることに等しく、それはその人の人格に対してむしろやってはいけないことの一つである。本来、本人にとつては不本意な「解任」をきちんとした言論と然るべき手続きによって自分たちの責任として果たすのが周囲の役割であろう(実際、問題になるようなケースで辞任が自発的であることはほぼあり得ない。筆者は「鉄の女」と呼ばれた英国首相マーガレット・サッチャーの、メンツも何もない悔し涙も

露な「解任」劇を、何か爽やかなものを感じさせる英国政治史の「コマ」として鮮やかに記憶している)。あるいはこの「決まり文句」が、辞めるタイミングや理由づけを本人に選ばせるという意味で用いられるのであるとすれば、それは本人に情勢を操作する余地を与えることを意味し、辞めさせなければならぬこととの矛盾をきたす。それは辞めさせる側の不真面目さを露呈する。

それにしても近頃のが国の政治家、政治ジャーナリズムには、「決まり文句」が多すぎる。「決まり文句」が思考の欠落を意味する(言っている本人からも思考の欠落の事実を覆い隠す)とは、たとえばナチのアイヒマンが自らに招いた悲劇——ユダヤ人絶滅計画の遂行機関になる——について指摘されたことである。ハンナ・アーレント『イェルサレムのアイヒマン』大久保和郎訳、みすず書房、三八、四一—四三、一九五頁参照。

(17) 二大政党化を促す小選挙区制が導入されて一五年が経ち、有権者と政党もそろそろこれへの適応を完了したと言えそうな時期になっていたことを考えると、民主党はどのみち政権交代を実現していたであろうと思われる。小選挙区制が二大政党制をもたらす効果(デュヴェルジェの法則)を定式化したデュヴェルジェも、これが時間をかけて発現する効果であることに注意を促している。かつてイギリスで小選挙区制度が新興の労働党を一翼とする新たな二大政党制のかたちを成立させた際にも、一九二三年総選挙から一九三五年総選挙にかけての長い調整期間を要したことが指摘されている。日本でも、新しい選挙制度がはじめて用いられた一九九六年の衆院選から数えるならば、選挙制度の効果がかたちになるのにちよようと同程度の年数がかかった計算となる。Maurice Duverger, *Political Parties*, 3rd English Edition, Methuen & Co. Ltd., 1964, p. 226.

(18) ハンナ・アーレント『人間の条件』志水速雄訳、ちくま学芸文庫、二四八頁参照。